

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 318 回

新年おめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。
 今年は戌年ですね。戌年は笑う年と言われておりまして、年初から株価が大幅に上昇しました。この調子で推移すればまことに結構な一年間となるわけですが、そうトントン拍子に事が運ばないのが世の常ですね。

そして、我々の周囲はリスク要因で囲まれています。

例えば、北朝鮮問題、中東問題、発展途上国の景気動向問題、中国の不安定化、そしてアメリカの景気動向・金利率のアップの悪影響等々、どれか一つでも起これば日本の景気に大きく影響を及ぼす材料です。色々用心しながらことを運ぶ必要がありますね。

さて、人手不足が続いている昨今ですが、この環境にどう対応するか？

真っ先に挙げられるのが、ムダを省く、技術力をアップする、コンピューターを使いこなす等の中身を充実させる方策です。こうして人手不足を克服しつつ『うちにしかない』という商品・サービスを造り出し、付加価値額をアップしていくことが理想的ですね。

経営者の皆様の手腕で、従業員の皆様のヤル気や努力を引き出してください！！

そして、付加価値額のアップは生産性のアップにもつながります。生産性は企業の状態を診る大切な指標です。生産性は、ご存知のように〔付加価値額÷従業員数=生産性〕で示されますが、式を見ると従業員数の減少は生産性の上昇に寄与しています。人手不足も考えようですね。

ところで、当面は日銀の出口戦略の実行はなさそうですので、あまり極端な不景気になることはないと思われます。そういう面では一安心できると思われますが・・・

とにかく、何が起ってもいいように、準備を怠ることなく今年一年間邁進してまいりましょう。元気に頑張ってください！！

前田の《今人生を語る》第 223 回

めざめよ日本人 (145)

“尖閣問題、北朝鮮問題、中国問題、ロシア問題”と、日本の周りはリスクだらけです。

さあ、そこで日本は何をしているか！？

・・・何もしていません。なんとかなると言わんばかりに放置状態です。この対処の仕方は最悪の方法ですね。

ほかっておく間に相手はどんどん準備を進め、いざという時には、もう何をしても手遅れです。日本は負けてしまうでしょう。

今回は昨年 12 月 22 日に閣議決定された平成 30 年度税制改正大綱の概要をお伝え致します。

法人課税

国内投資（賃上げ・設備投資）加速化

過去最大の企業収益を国内への投資に向かわせ、賃上げや設備投資を強く促すため、3%以上の賃上げと安定した設備投資、人材投資の強化を行う企業には、法人税負担を OECD 平均の 25%まで引き下げる。加えて、生産性向上に資する I o T 投資に積極的に取り組む企業は思い切って 20%まで引き下げる。

I o T 投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制）

第 4 次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するためサイバーセキュリティ対策を講じながら行う I o T 投資（ソフトウェア、センサー、ロボット等を連携させる投資）に対して特別償却または税額控除を可能とする支援を行う。

中小企業の少額資産の特例措置を 2 年間延長（30 万円未満の資産について一括損金算入）

中小法人の交際費を 800 万円まで全額損金算入可能とする特例措置を 2 年間延長する

資産課税

赤字を含む中小企業の設備投資の後押し

生産性の向上に取り組む中小企業を支援するため、新規の設備投資にかかる固定資産税の課税標準を 3 年間ゼロ以上 2 分の 1 以下とする特例措置を創設する。

事業承継税制の拡充

10 年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の 2 / 3）の撤廃、納税猶予割合の引き上げ（80%から 100%）雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大 3 名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の 1 人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

個人所得課税

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（10 万円振替）

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し（収入・扶養等に応じて）

消費課税・関税

たばこ税の税率を 1 本あたり 3 円引き上げ。（3 段階に分けて実施）

金の密輸入に対応するための罰則の引き上げ

輸入にかかる消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の 10 倍が 1,000 万円超の場合、脱税額の 10 倍に引き上げる。

また、無許可輸入罪等について、罰金額を 500 万円以下から 1,000 万円以下（貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円超の場合、価格の 5 倍まで）にする等の引き上げを行う。